**資料３　労働者向け周知様式例**

（工事又は製造の請負契約用）

**みよし市公契約条例に関するお知らせ**

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 工期 | 　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日　　 |

　この工事にはみよし市公契約条例が適用され、この工事に関わる業務に従事する労働者等に対して、市が定める労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと、また、労働報酬下限額以上の賃金が支払われていない場合又は賃金・請負代金が支払われていない場合に、市長等又は事業者に申出ができること等が規定されています。

**●労働者等の範囲**

（１）適用を受ける労働者等

|  |
| --- |
| 事業者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等） |
| 自らが提供する労務の対価を得るため、事業者との請負の契約により特定公契約に従事する者（いわゆる一人親方） |

※特定公契約に従事する労働者であれば、契約の相手方である受注者に雇用される労働者だけではなく、下請負者や再委託者に雇用される労働者に対しても適用されます。

（２）適用されない労働者等

|  |
| --- |
| 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人 |
| 労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） |
| 特定公契約に係る業務に従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者） |

**●労働報酬下限額**

　　特定公契約の職種及び内容に応じて、労働者に支払われるべき１時間当たりの賃金の下限額を「労働報酬下限額」といいます。下限額は、別表のとおりです。

※一人親方、最低賃金法第７条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）、工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者）、特定公契約に従事した時間が１箇月当たり３０分未満の者については、労働報酬下限額の対象とはなりません。

**●申出をする場合**

　労働報酬下限額以上の賃金が支払われていない、又は賃金・請負代金が支払われていない場合は、市長等又は事業者に申し出ることができます。なお、申出をしたことを理由として、不利益な取り扱いは受けません。

**◎みよし市役所問合せ先**

**みよし市総務部総務課　電話：０５６１－３２―８００６**

**メールアドレス：****keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp**

（工事及び製造の請負契約用　別表）

令和７年度　労働報酬下限額　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円（１時間当たり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 号 | 職　種 | 労働報酬下限額 | 号 | 職　種 | 労働報酬下限額 |
| 01 | 特殊作業員 | ２，９２０ | 27 | 普通船員 | ２，７８０ |
| 02 | 普通作業員 | ２，４８０ | 28 | 潜水士 | ４，９１０ |
| 03 | 軽作業員 | １，９１０ | 29 | 潜水連絡員 | ３，３００ |
| 04 | 造園工 | ２，５２０ | 30 | 潜水送気員 | ２，８７０ |
| 05 | 法面工 | ３，４００ | 31 | 山林砂防工 | ３，５３０ |
| 06 | とび工 | ３，１９０ | 32 | 軌道工 | ４，８４０ |
| 07 | 石工 | ３，３１０ | 33 | 型わく工 | ３，２２０ |
| 08 | ブロック工 | ３，３４０ | 34 | 大工 | ３，３４０ |
| 09 | 電工 | ２，６４０ | 35 | 左官 | ２，９２０ |
| 10 | 鉄筋工 | ３，０４０ | 36 | 配管工 | ２，６１０ |
| 11 | 鉄骨工 | ３，０１０ | 37 | はつり工 | ２，９８０ |
| 12 | 塗装工 | ３，１４０ | 38 | 防水工 | ３，０９０ |
| 13 | 溶接工 | ３，４２０ | 39 | 板金工 | ３，１３０ |
| 14 | 運転手（特殊） | ２，９５０ | 40 | タイル工 | ２，７２０ |
| 15 | 運転手（一般） | ２，６７０ | 41 | サッシ工 | ３，２８０ |
| 16 | 潜かん工 | ３，７６０ | 42 | 屋根ふき工 | ２，７２８ |
| 17 | 潜かん世話役 | ４，６８０ | 43 | 内装工 | ３，４７０ |
| 18 | さく岩工 | ３，７１０ | 44 | ガラス工 | ３，０７０ |
| 19 | トンネル特殊工 | ４，５９０ | 45 | 建具工 | ２，８００ |
| 20 | トンネル作業員 | ３，２８０ | 46 | ダクト工 | ２，７１０ |
| 21 | トンネル世話役 | ４，６３０ | 47 | 保温工 | ２，９８０ |
| 22 | 橋りょう特殊工 | ３，５２０ | 48 | 建築ブロック工 | ３，５０２ |
| 23 | 橋りょう塗装工 | ４，０１０ | 49 | 設備機械工 | ３，０７０ |
| 24 | 橋りょう世話役 | ４，１３０ | 50 | 交通誘導員Ａ | ２，０９０ |
| 25 | 土木一般世話役 | ３，０９０ | 51 | 交通誘導員Ｂ | １，７２０ |
| 26 | 高級船員 | ３，５２０ |

　※ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者及び労働者の合意のもと、見習い、手元等と使用者が判断する者については、この表の労働報酬下限額にかかわらず１，３３７円とする。